

大分県報

令和七年
第六一五号
六月十日

（火曜日）

目次

告示

土地改良区の定款変更認可（三件）……………一

公告

契約者等の公示（四件）……………一
令和七年度クリーニング師試験の実施……………三
所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示……………四

○告示

大分県告示第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和七年六月十日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

土地改良区名

所在地

野津土地改良区

臼杵市

認可年月日

令七・五・三〇

大分県告示第二百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和七年六月十日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

○公告

次のとおり契約者等について公示する。

令和七年六月十日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

大分県情報システムIaaSの利用 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部デジタル政策課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和七年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加藤 健

大分市東春日町十七番五十七号

五 随意契約に係る契約金額

九千一百二十九百七十九円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和七年六月十日

大分県報（告示・公告）

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約		二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県総務部税務課 大分市大手町三丁目一番一号	
七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当		三 随意契約の相手方を決定した日 令和七年四月一日	
次のとおり契約者等について公示する。 令和七年六月十日		四 随意契約の相手方の氏名及び住所 富士通Japan株式会社九州北部公共ビジネス部 部長 湯川 洋 祐 大分市東春日町十七番五十八号	
一 随意契約に係る役務の名称及び数量 e L T A Xを通じて連携データの変更に伴う県税システム改修委託業務 一式		五 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当	
二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県総務部税務課 大分市大手町三丁目一番一号		六 契約の相手方を決定した手続 随意契約	
三 随意契約の相手方を決定した日 令和七年四月一日		七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当	
四 随意契約の相手方の氏名及び住所 富士通Japan株式会社九州北部公共ビジネス部 部長 湯川 洋 祐 大分市東春日町十七番五十八号		次のとおり契約者等について公示する。 令和七年六月十日	
五 随意契約に係る契約金額 五千九百四十万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）		一 随意契約に係る役務の名称及び数量 法人外形標準課税見直しに伴う県税システム改修委託業務 一式	
六 契約の相手方を決定した手続 随意契約		二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県総務部税務課 大分市大手町三丁目一番一号	
七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当		三 随意契約の相手方を決定した日 令和七年四月一日	
次のとおり契約者等について公示する。 令和七年六月十日		四 随意契約の相手方の氏名及び住所 富士通Japan株式会社九州北部公共ビジネス部 部長 湯川 洋 祐 大分市東春日町十七番五十八号	
一 随意契約に係る役務の名称及び数量 令和七年度税総合及び自動車税システム維持管理委託業務 一式		五 随意契約に係る契約金額 四千四百万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）	
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎		六 契約の相手方を決定した手続	

七 随意契約
随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当

令和七年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和七年六月十日

一 試験の日時及び場所
大分県知事 佐藤 樹一郎

1 日時

令和七年十月三日（金）午後零時五十分から午後三時五十分まで

2 場所

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎新館十三階 一三三会議室

二 試験の内容

1 学科試験

(一) 衛生法規に関する知識 二十問

(二) 公衆衛生に関する知識 二十問

(三) 洗濯物の処理に関する知識 二十問

2 実技試験

洗濯物の処理に関する技能 二十問

三 受験資格

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条の規定に該当する者

2 クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百五十四号）附則第五項の規定に該当する者

四 受験願書の提出先及び提出方法

県内に住所又は就業地を有する者 大分市内にあつては、大分県生活環境部食品・生活衛生課（大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇一八五〇一）に持参又は郵送により提出すること。

大分市外にあつては、住所地又は就業地を管轄する保健所に持参により提出すること。

県外に住所及び就業地を有する者 大分県生活環境部食品・生活衛生課（大分市大手町

三丁目一番一号 郵便番号八七〇一八五〇一）に持参又は郵送により提出すること。

電子申請により行おうとする者 電子申請手続の詳細については、大分県生活環境部食品・生活衛生課のホームページにて掲載する。

五 受験願書等の受付期間及び受付時間

1 受付期間

令和七年七月二十二日（火）から同年八月十八日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。ただし、電子申請は、令和七年七月二十二日（火）から同年八月十八日（月）まで。

なお、郵送の場合は、「クリーニング師試験願書在中」と朱書きの上、郵便為替又は現金書留郵便で送付すること（令和七年八月十八日（月）までの消印があるものに限って受け付ける。）。また、ファックス又は電子メールによる受験願書の提出は受け付けない。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで。ただし、電子申請は二十四時間可能。

六 提出書類

1 受験願書（クリーニング業法施行細則（昭和四十年大分県規則第十号）第九号様式）

2 履歴書

3 写真一枚（出願前六箇月以内に撮影した上半身・正面・無帽、サイズ縦四・五センチメートル・横三・五センチメートルで、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

4 最終学歴を証する卒業証書の写し又は卒業証明書。ただし、クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十年厚生省令第二十一号）附則第二項第六号の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長の認定を受けた者については、当該認定書の写し

七 受験手数料

七千円（受験願書提出の際に納入すること。）

八 受験願書等提出上の注意事項

1 卒業証書又は認定書の写しを提出する場合は、受験願書の提出先において原本を提示し、原本と相違ない旨の記載及び押印を受けること。

2 提出書類と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄本を提出すること。

3 受験願書に記載する住所は、「〇〇方」、「〇〇クリーニング所」等、郵便が確実に届くよう明記すること。

4 緊急時の連絡先として、日中に連絡が可能な電話番号を履歴書に記載すること。

令和七年六月十日

大分県報（公告）

九 試験通知書		試験日前までに、受験資格があると認めた者に対して、受験番号を記入した試験通知書を、大分県生活環境部食品・生活衛生課から送付するので、試験当日必ず持参すること。	
十 その他		1 試験について不明な点がある場合は、最寄りの保健所（大分市保健所を除く。）又は大分県生活環境部食品・生活衛生課に問い合わせること。	
		2 受験願書を郵便で請求する場合は、郵便番号及び宛先を明記し、百十円切手を貼った返信用封筒を同封すること。	
		3 電子メールでの問合せは、a13910@prefaital.g.jpに行うこと。	
		4 受験に関する注意事項及び連絡事項は、試験通知書送付の際に受験者宛て通知するとともに大分県のホームページに掲載する。	
		~~~~~	
		森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。	
		令和七年六月十日	
一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所		大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	
所在の不明な者の氏名		掲示場所	
竹中 輝己、竹中 武己、川野 敏臣、高次 伊勢松、川野 エミ子		佐伯市役所	
二 通知の要旨		令和七年五月二十日付け大分県告示第二百四十七号により行った森林法第三十条の規定による通知	